

付録2 令和元年度に都道府県公害審査会等に係属した公害紛争事件一覧

凡 例

- 1 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に係属した事件77件を都道府県別に収録した。
- 2 事件の表示について
 - (1) 事件の表示は、各都道府県で付した事件番号によることとしたが、同一の形式で表示したので、都道府県で付した正式の事件名とは異なる場合がある。
 - (2) (調)は調停、(リ)は義務履行勧告申出の手続であることを示す。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終 結 年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成30年 (調)第2 号事件	水産加工 品製造会 社からの 大気汚染 被害防止 請求事件	30. 10. 11	北海道 住民 1 人	水産加工 品製造会 社	被申請人の事業場における重油の使用により、黒煙と黒い煤が発生し、申請人宅の屋根や壁などが汚れ、長年のうちに腐食が発生している。よって、被申請人は重油を燃料としているが、これをプロパンガスに変更すること。	2. 2. 3	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
2	青森県 令和元年 (調)第1 号事件	砕石場か らの粉じん 騒音被害 防止請求 事件	元. 7. 26	青森県 住民 2 人	砕石会社	被申請人が営む砕石場から発生する粉じんが、申請人のりんご畑に飛散し、りんごを出荷するために粉じん等を拭き取る作業に多くの労力・時間を要している。また、砕石場で使用する機械の騒音がひどく、携帯電話での会話も聞き取れない状態であるため、病気やけがなどの急を要する連絡もままならない。よって、被申請人は、(1)被申請人の砕石場から発生する粉じんを農地に飛ばさないこと、(2)被申請人の砕石場から発生する騒音を低減すること、(3)粉じん等の公害を抑えることが難しい場合、①年20万円程度の補償金を支払うこと、②農地の代替地の提供、③農地の買取り、のいずれかを行うこと。			
3	宮城県 平成30年 (調)第2 号事件	自動車整備 工場から の騒音・ 悪臭被害 防止及び 損害賠償 請求事件	30. 4. 23	宮城県 住民 4 人	自動車整備 会社	申請人らは、被申請人工場の操業により、天気が良くても操業中は窓を開けることもできず、悪臭・騒音に悩まされており、同居する高齢者及び幼児への影響も大きく、不快やイライラを感じ、生活妨害を受けている。よって、被申請人は、(1)土日祝日及び平日午後5時以降午前9時までの間、工場施設を稼働して操業してはならない、(2)被申請人は、被申請人工場施設の操業時の騒音に関し、宮城県公害防止条例に基づき、上記操業時に55dB以下とするための対策を、臭気に関し宮城県悪臭公害防止対策要綱に基づき、敷地境界において臭気強度1.8以下とするための対策を講じること、(3)調停が成立するまでの期間につき、申請人らに対し、相当額の賠償金を支払うこと。			
4	秋田県 平成30年 (調)第1 号事件	使用済タイヤ等 回収業者か らの騒音・ 振動等 被害防止 請求事件	30. 5. 18	秋田県 住民 1 人	使用済み タイヤ等 回収業者	被申請人会社は、使用済みタイヤ等回収業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動、ゴミの飛散により申請人は心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、申請人に対し、(1)朝8時から夕方5時以外は作業をしない、(2)日曜日は完全休業とする、(3)タイヤ/ホイールや金属屑等をガラガラ放り投げない、(4)風の強い日は屋外作業をしない(ゴミの飛散防止)、(5)騒音を発生する作業は別の場所へ移転すること。また、これらのことが守られなかった場合は即刻操業を停止し、全面移転すること。	元. 10. 22	調停打ち切り	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。
5	福島県 令和元年 (調)第1 号事件	家庭用省エネ給湯器 からの低周波音 被害防止 請求事件	元. 12. 13	福島県 住民 1 人	福島県 住民 1 人	被申請人宅の家庭用省エネ給湯器の低周波音により、頭痛、不眠、手足のしびれ、倦怠感、鼻血、イライラ、肩こり等の健康被害を受け、精神的、肉体的な苦痛を受けている。よって、被申請人宅の家庭用省エネ給湯器を現在の場所から据付けガイドブック(社団法人A)に沿った適切な場所へ移設し、防音壁を設置すること。			
6	福島県 令和元年 (調)第2 号事件	分譲宅地 から検出 された放 射性物質	元. 12. 20	福島県 住民 1 人	化学工業 会社 建設会社	(1)申請人Aは、被申請人B社から土地付き建物を購入したが、平成25年9月にC市が行なった放射線モニタリング調査で敷地内から異常に高い放射線量が検出され、放射			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		撤去等請求事件				性物質による汚染が判明した。また、C市から「原子力発電所事故由来の放射性核種ではないことから、除染の対象とはならない。」との回答があった、(2)このため申請人Aは被申請人B社に原因の調査及び対処を求め、被申請人B社は分譲前の土地所有者である、被申請人D社に対し、調査を要請した。外部調査会社の調査の結果、ラジウム226等による高い放射線量が確認された、(3)本件土地は、平成18年まで被申請人D社が所有していたが、それ以前は個人が農地として利用していたものであり、発見された放射性物質は一般人が取得可能なものではなく、放射性物質を取り扱う事業者でなければ取得し得ないようなものである、(4)被申請人D社は、一部放射性物質を含む研磨材の取扱いを認めていること、平成30年10月頃、別の土地で放射性物質の撤去作業を行っていたようであり、本件土地で発見された放射性物質が自社のものではないとの主張は不自然なものといわざるを得ないこと等から、本件放射性物質は被申請人D社が排出したものである、(5)以上より、放射線被曝による健康被害が懸念されるとともに、本件土地の資産価値の回復が必要である。よって、被申請人らは、申請人宅から検出された放射性物質を撤去する、もしくは撤去費用相当額の損害賠償を行なうこと。			
7	茨城県令和元年(調)第1号事件	コンクリート製品製造工場からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	元. 11. 15	茨城県住民1人	コンクリート製品製造会社	被申請人は、コンクリート製造業を営んでおり、そこから発生する騒音、振動及び粉じんにより、精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し金500万円を支払うこと、(2)被申請人は、工場の機械を撤去または移転すること。			
8	栃木県平成30年(調)第2号事件	鑄造製鋼原料加工販売業者土壌汚染物質撤去等請求事件	30. 12. 17	栃木県住民1人	鑄造製鋼原料加工販売会社	被申請人が過去に行った切削油等の投棄によって生じた申請人所有地の土地中の土壌汚染について、被申請人は、不法行為責任などの法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人所有地の土地中の土壌汚染物質を撤去するか、または相当額の損害賠償を行うこと。	元. 7. 29	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
9	栃木県平成30年(調)第3号事件	飲食店からの騒音等被害防止請求事件	31. 3. 26	栃木県住民1人	飲食店(喫茶店)運営会社	平成30年2月に開店した被申請人が経営する飲食店及び駐車場からの騒音等(家庭用省エネ給湯器低周波の振動騒音、エアコン室外機8台の騒音、駐車場の車のドアを閉めたときの振動騒音及び駐車場の車からの排気ガスの自宅への進入)により、現在、不眠症になりストレスが溜まっており、また、家庭用省エネ給湯器の深夜稼働により睡眠薬を毎日服用している状況にある。よって、(1)家庭用省エネ給湯器の毎日午後11時から翌朝午前7時までの稼働を停止すること、(2)エアコン室外機8台の騒音防音壁を取り付けること、(3)駐車場に騒音防音壁を取り付けること。	元. 12. 2	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
10	群馬県平成30年(調)第1号事件	プラスチック破砕工場からの騒音等被害防止請求事件	30. 10. 10	群馬県住民2人	プラスチック破砕会社	会社から飛来するほこりと窓を閉めていても部屋の中まで聞こえてくる騒音に悩まされておき、改善するようお願いしてきたが、全く改善されない。よって、(1)会社から発せられる騒音をおさえてほしい、(2)作業中に飛来するほこりを防いでほしい、(3)	元. 10. 25	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						以上2点が改善できないのであれば、会社を移転してほしい。			事者双方が受諾し、本件は終結した。
11	埼玉県平成31年(調)第1号事件	介護老人施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	31. 1. 18	埼玉県住民2人	施設土地建物所有者 医療法人社団	申請人は、臭気、騒音等により健康被害及び精神的苦痛を受けており、日常生活に支障をきたしている。この状況を改善しなければ、今後、全く耐え難い深刻な心身の健康被害を受けることとなる。よって、(1)被申請人は、事業を運営する建物の洗濯乾燥機排気口からの申請人に迷惑を及ぼす排気方法を中止しなければならない、(2)早朝における申請人の睡眠に影響するボイラー排気口及びエアコン室外機等による騒音の防止措置を執らなければならない、(3)上記措置を執らない場合は、業務を中止しなければならない。	元. 6. 27	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
12	東京都令和元年(調)第1号事件	鉄道騒音防止請求事件	元. 5. 8	東京都住民8人	鉄道会社	申請人は、(1)騒音のため、会話ができない時がある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている、(2)申請人ら所有建物は賃貸マンションとして賃貸しているが、住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、被申請人側の騒音がひどく、申請人自身で防音対策を行っても賃借人から騒音被害の訴えが止まない、(3)賃借人募集にあたり、成約・賃料について不利に働いている。よって、(1)被申請人は、申請人らの居住周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること、(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置しても騒音の最大値が75dBを下回らない場合、C駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。			
13	東京都令和元年(調)第2号事件	給湯・暖房機器移設請求事件	元. 11. 18	東京都住民1人	東京都住民1人	申請人は、(1)被申請人の家が新築されてより、今までに感じたことのない振動を伴う騒音を感じるようになった、(2)申請人及び家族は、被申請人宅の給湯・暖房システムが稼動する日は、騒音・振動に悩まされ十分な睡眠がとれない、(3)不眠症、左眼結膜下出血、頭痛等健康被害が生じている。よって、被申請人は、居住する土地に設置するガス・電気ハイブリッド給湯・暖房システム機器を、申請人周囲の居宅に騒音や振動を与えない位置に移設すること。			
14	東京都令和2年(調)第1号事件	工場からの騒音・低周波音・振動被害防止請求事件	2. 3. 2	東京都住民2人	金属製品製造会社	(1)申請人らは、被申請人の工場の隣地に住んでおり、申請人宅と被申請人工場建物の間はわずか91cmと至近である、(2)申請人らは、被申請人の工場から発生する騒音・低周波音により、不眠その他の体調不良が深刻になった。とりわけ2018年10月にはかなり明確に低周波音と振動を感じるようになった。同年11月頃から、申請人Aは病院で薬を処方されているが、日中の仕事に支障をきたすほどの眠気が残るため、2019年9月7日を最後にやむを得ず服用を控えている。(3)申請人Bは、抑うつ状態、睡眠障害と診断されており、現在も服薬している。(4)区から貸し出しを受けた騒音計で、2019年10月～11月に測定を行ったところでは、騒音規制基準を超えていなかったものの、低周波音と思われる音も含めて、適切有効な対策を実現するためには、専門の方の測定を踏まえた原因究明と、効果の予測を踏まえた対策をする必要がある。よって、(1)			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						被申請人が騒音規制基準を超える騒音を申請人との敷地境界・申請人宅内に到達させないよう適切な対策をとること。とりわけ夜間の遵守が困難な場合は、夜間の作業を自粛すること、(2)被申請人が低周波音の発生源を確認し、低周波音による物的苦情に関する参照値、心身に係る苦情に関する参照値以下で、又は申請人らに苦痛を与えないように、体感調査に基づく適切な対策をとり、とりわけ、申請人らの睡眠に差し支えないようにすること、(3)被申請人の工場操業にともなって申請人宅の建物や建具類等を振動させないように対策をすること。			
15	神奈川県令和元年(調)第1号事件	マンション建設工事禁止等請求事件	元. 5. 17	神奈川県住民9人	不動産会社 建設会社 神奈川県(代表者知事)	本件マンション建設に伴い想定される土壤汚染の拡散や騒音、振動、粉塵及び風砂塩害、地盤沈下、眺望侵害の被害は社会通念上の受忍限度を超えており、しかも、本件事業者被申請人B社及び被申請人C社は、それらの被害について十分な説明も申請人への誠実な協議も行わず、被害を回避すべき対策も講じていないことから、本件被害が生じるおそれのある地域周辺で長年享受されてきた海と緑に囲まれた良好な生活環境を大きく損なうことが考えられる。よって、(1)被申請人B社及び被申請人C社はマンション建設予定地においてマンションの建設工事及びそれに付随する造成、掘削工事をしてはならない、(2)被申請人B社及び被申請人C社は上記事業活動が行われる場所において、土壤汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染の詳細調査を行い、その結果を速やかに公開し、土壤汚染被害が申請人を含む周辺住民に及ぶおそれのない土壤汚染対策を行わなくてはならない、(3)被申請人B社及び被申請人C社は上記事業活動につき、申請人にマンションの建設による騒音、振動、粉塵及び風、砂、塩害、地盤沈下、眺望侵害等の被害が及ばないよう、計画を変更しなければならない、(4)被申請人神奈川県知事は上記の請求事項が行われるよう、被申請人B社及び被申請人C社を監督指導しなければならない。	2. 2. 28	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
16	富山県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 2. 16	富山県住民1人	食品製造会社	申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	元. 7. 5	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
17	山梨県平成30年(調)第1号事件	食品工場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件	30. 3. 12	山梨県住民1人	食品製造会社	被申請人が経営する食品工場において発生する騒音・振動により、睡眠に支障が出ており、これまでに直接申立てをしたり、行政に相談したりしてきたが改善されない。よって、被申請人は、A工場内の設備において、(1)騒音・振動の削減及び夜間の操業調整をすること、(2)申請人が自ら防音対策をした場合等の経費840万円を支払うこと。			
18	長野県平成30年(調)第3号事件	新幹線鉄道事業公 害防止協	30. 11. 22	長野県住民1人	旅客鉄道株式会社	(1)申請人はA村(現住所)に生まれ、自宅を利用して旅館を営んでいる。旅館は、大自然に抱かれたA村の豊かな自然、静謐な	元. 5. 31	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
	号事件	定締結請求事件				環境、地元の山・川の自然食材を求めて来訪する顧客に支えられ、長閑で優雅な雰囲気の中に溶け込む佇まいから人気の宿になっている。また、申請人所有地（以下「本件土地」）は、分収林事業のため森林公社に利用させている、(2)被申請人は、鉄道業を営む株式会社であり、新幹線整備事業のため、A村Bを西坑とするトンネルを、C株式会社を幹事会社とする共同企業体を請負人とし、掘削工事をしようとしている、(3)本件土地は、被申請人から、迂回ルートの供用のため貸与されたいとの申出を受けていた。学校や商店街が集中する同村の中心部を工事車両が通行することが減ること、また申請人の営む旅館からは迂回ルートの方がより西に離れることから、工事車両の通行に伴う騒音、振動、粉塵等の申請人に及ぼされる公害被害が、現状よりは減少するので、賃貸借契約の内容次第では、契約の締結には基本的にはやぶさかではなかったが、被申請人は、工事完成を急ぐ余り、工事車両の通行台数や通行時間、通行時期等に関する条件に固執し、申請人の緩和措置の要請に対しては、譲歩しなかった。このまま交渉を続けていても、被申請人の譲歩がないままトンネル工事がなし崩し的に行われ、工事車両が増加し、それによる騒音や振動、粉塵等により、申請人の健康や生活環境に悪影響が生じるおそれ強いこと、排出残土をA村内に仮置くことにより土壌汚染や水質汚染が生じる恐れがあり、A村の静謐な環境や景観が破壊され、A村の観光業や申請人の営む旅館の経営に影響が出るのが必至である。よって、被申請人が実施する新幹線鉄道事業に関し、公害防止協定を締結すると調停を求める。			進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
19	岐阜県平成30年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの悪臭等被害防止請求事件	30. 8. 8	岐阜県住民1人	ゴム製品等製造会社	被申請人は、工場建設以降現在に至るまで、悪臭、騒音、振動を出し続けている。騒音、振動により不眠症を発症し、10年来にわたって睡眠薬の服用を余儀なくさせられており、またこの騒音と悪臭により、申請人所有の不動産の価値が毀損されている。よって、(1)被申請人は、当工場が排出する悪臭を止めること、(2)被申請人は、当工場が出す騒音、振動を受忍限度内に収めること、(3)被申請人は、当工場の深夜の操業を止めること（現在は24時間操業であり、深夜の振動音は極めて不快）、(4)現在の日曜日だけの休業に土曜日、祭日も加えること、(5)被申請人は、申請人に対し慰謝料（50年の長きにわたって与え続けた苦痛相当分）を支払うこと、(6)被申請人は、申請人に対し申請人の所有不動産の毀損分を支払うこと、(7)被申請人は、申請人宅の環境が受忍限度内におさまるまで、毎月迷惑料を支払うこと。	2. 3. 23	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
20	岐阜県令和2年(調)第1号事件	運送会社からの騒音等被害防止請求事件	2. 2. 25	岐阜県住民7人	運送会社	被申請人の事業活動による騒音と砂埃により、生活環境等に大きな被害が出ている。よって、被申請人は、(1)午後11時から翌日の午前6時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に50dBを越えて到達させない、(2)午前6時から午前8時まで、午後7時から午後11時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に60dBを越えて到達さ			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						せない、(3)午前8時から午後7時までの間、被申請人の営業によって生じる騒音を、申請人ら各敷地に65dBを越えて到達させない、(4)高压洗浄機を使用した洗車を行わないこと、(5)被申請人の敷地内においては、バックブザー音を消音すること、(6)被申請人の敷地内においては、エアプレーキ音を発生させないこと、(7)被申請人の敷地から発生する砂埃・水しぶきを、申請人ら各敷地に入らないようにすること。			
21	静岡県平成31年(調)第1号事件	自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	31. 1. 30	静岡県住民1人	自動車製造販売会社	被申請人は、自動車製造業を営む会社であり、A社B工場において夜中まで操業に係る騒音が発生している、申請人は、そこから発生する騒音を自宅で感じ、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、申請人自宅で体感する騒音を防止するため、A社B工場の稼働停止も考えた上で確実な対応を行うこと、(2)被申請人は(1)で記載した対応が困難である場合は、申請人の現在の居室と同程度の住宅への転居に要する費用、騒音を原因として発症した病気に係る医療費用、及び法律相談費用を支払うこと。			
22	静岡県令和元年(調)第2号事件	建築鉄骨製造会社からの騒音等被害防止請求事件	元. 9. 13	静岡県住民1人	建築鉄骨製造会社	建築鉄骨溶接を営む被申請人工場から発生する騒音、振動、煙及び粉塵によって、申請人の生活に支障が生じており、申請人が被申請人に対策を希望する。よって、(1)被申請人は、申請人に対し、被申請人工場から発生する騒音、振動について、申請人の生活に支障がないレベルまで抑えるように速やかに万全の対策を講じること、(2)被申請人は、被申請人工場から排出される煙や粉塵が申請人宅に流れ込むことのないよう速やかに万全の対策を講じること。			
23	静岡県令和元年(調)第3号事件	金属製品加工工場からの騒音等被害防止請求事件	元. 11. 22	静岡県住民1人	金属製品加工会社	被申請人が営業を行なっている工場から発生する騒音、粉じんにより、窓が開けられない状態で、騒音については朝から晩まで連続して響いている状態である。粉じんについては、自宅及び自家用車に積もることもあり、その都度掃除、洗浄を行なっている状態で、精神的、肉体的に苦痛を受けており、根本的な対応を被申請人に求める。よって、被申請人は、工場から発生する騒音及び鉄粉等粉じんについて、申請人宅に被害が発生しないように確実な対策をとること。また、対策後に被害が発生した場合は適切な対応をとること。			
24	静岡県令和2年(調)第1号事件	茶工場からの粉じん被害防止請求事件	2. 3. 16	静岡県住民1人	茶製造会社	申請人は、被申請人の工場から発生する粉じん(茶の塵)がひどく、工場側の窓を開けることができない状態である。また、通常の掃除ではきれいにならず、専門の清掃業者に清掃を依頼しなくてはいけない状況である。よって、被申請人は、排気筒の向きを変えて茶の塵が申請人宅ではなく、被申請人宅に落ちるようにする等の対策を講じることにより、排出される茶の塵の量を1/3以下に減少させること。			
25	愛知県平成30年(調)第1号事件	大型空調室外機からの騒音被害防止請求事件	30. 2. 28	愛知県住民2人	特定非営利活動法人	被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穩に生活をする権利を侵害するものである。よって、被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止す	元. 7. 22	調停成立	調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ること。			した。
26	愛知県平成30年(調)第2号事件	紙管加工会社からの騒音被害防止請求事件	30. 9. 21	愛知県住民4人	紙管加工会社	被申請人は、平成27年9月頃、申請人らの自宅住居に隣接する倉庫に移転し、平日の朝8時30分頃から夕方の午後5時頃まで、ダンボールの切断作業を行うようになった。その作業に伴い、間断なく続く、振動を伴う騒音が発生するようになり、申請人らは現在に至るまで、騒音に悩まされ続けてきた。申請人らが、計量証明事業者に依頼し、平成28年11月7日に敷地境界で工場騒音の計量を実施したところ、67dBが計量された。これは、県民の生活環境の保全等に関する条例及び同施行規則で定める昼間における騒音の許容限度の60dBを超えるものである。よって、被申請人は、A住所に所在する本件倉庫について、防音措置を講じて騒音を低減すること。	元. 12. 10	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
27	愛知県平成31年(調)第1号事件	食肉加工組合からの騒音・悪臭被害防止請求事件	31. 3. 8	愛知県住民1人	食肉加工組合	申請人は、被申請人の工場から発生する定期的な音や不規則な音に常に晒され続けて生活しなければならない状態であり、ほぼ一年中、窓を開けることができない上、各種の音のほとんど全ては窓を閉めていても聞こえる。また、悪臭もあり、特に夏の間は臭いがひどいことから、窓を閉めて生活せざるを得ない。このような生活を強いられる申請人の精神的苦痛は甚大である。申請人の被害の実態と騒音・悪臭のレベルを踏まえれば、これらの騒音・悪臭による申請人の被害は受忍限度を超えるものである。よって、被申請人は、騒音・悪臭について、防音壁を設置する、悪臭を減少させる対策をとるなどの騒音・悪臭を可能な限り低減する対策を講じること。			
28	愛知県令和元年(調)第2号事件	飲食店からの騒音被害防止請求事件	元. 5. 15	愛知県住民5人	愛知県住民3人	(1)被申請人らは、それぞれ店にカラオケを設置しており、カラオケを利用した場合、各店舗の防音措置が不十分であること、各店舗のカラオケが競合することによって、騒音被害が発生している、(2)被申請人らのカラオケを使用することによる規制基準を超える騒音が継続しており、市による注意によっても抜本的に改善しない。よって、被申請人らは、防音措置を講じて、騒音を低減すること。			
29	愛知県令和元年(調)第3号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 5. 31	愛知県住民1人	建設会社市(代表者市長)	(1)申請人は、不動産仲立人から、農地造成のための残土搬入を持ちかけられ、道路面よりも低いレベルでの水田を造成するための残土搬入を承諾し、数日間で道路面のレベルでの埋立は完了したものの、その後も大量の残土搬入が続いた、(2)建設残土は、D建設会社が建設業者に搬入させたものである。申請人は、D建設会社に対し、残土の搬入中止を連絡したが、D建設会社は残土の搬入を続け、高さ約10mまで残土を積み上げて、そのまま放置している、(3)申請人が調査したところ、被申請人B社を発生元とする建設残土が大量に搬入されており、同社によると、搬入された残土の量は10トンドンプで合計245台分、1,350m ³ とのことである。この中には、C市の市庁舎建設の作業所から搬出された掘削残土も含まれているとのことである、(4)無秩序な残土の堆積は、降雨や地震で土砂崩れを起こし、隣接の道路や農地、排水路に重大な支障を及ぼし、生活環境に重大な支障を及ぼすおそれがある。よって、(1)被申請人は、			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						申請人の所有地（以下「本件土地」という。）上の建設残土のうち、1,350㎡（10トンダンプ245台分）を撤去すること、(2)被申請人C市は、本件土地上の建設残土のうち、被申請人B社と共同して、新庁舎建設にからみ同市の所有地から掘削された残土に相当する残土を撤去すること。			
30	愛知県令和元年(調)第4号事件	自動車部品塗装工場からの粉じん・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	元.10.4	愛知県住民3人	自動車部品塗装会社	申請人らは、(1)申請人Aが平成29年9月に自宅兼ヘアサロン店舗を建設し、居住・営業を開始したときから、被申請人工場から発生している粉じん及び悪臭が申請人恵美子の自宅及び土地内に入り込んでおり、頻繁な清掃を余儀なくされ、換気もできず洗濯物も干せない状況になっている、(2)申請人Aと同居している申請人Bが平成30年9月に過敏性肺炎と診断され、自宅から離れて療養を受けることが必要と判断されて入院した後、自宅に戻っては症状が悪化し、再び入院するということを繰り返している、(3)申請人Cは、平成30年6月に住居を購入し、同月末から居住している。住居を販売した業者と被申請人との間で、被申請人工場に設置されている排煙口2か所から粉じんや廃棄物が越境して排出され、住居北側の壁等が汚れていることを前提に、当該排気口を使用しないこと、全ての排煙口から排出された粉じんは、被申請人の責任と費用負担にて迅速に取り除くものとする、住居の購入者に引き継がれること等について合意書を取り交わしている、(4)しかしながら、実際には排煙口2か所の使用が継続され、かつ、排出された粉じんも放置されており、申請人Cの住居の清掃費用、住居に設置された太陽光発電システムの発電量不足及び清掃費用並びに所有車の清掃・塗装費用の各相当額の損害が発生している、(5)申請人らは、上記被害や損害に対する対応を被申請人に求めたものの、これまでのところ被申請人による十分な対応は行われていない。また、申請人ら代理人から通知書を送付してさらに対応を求めたところ、被申請人より、第三者を介する形での協議を希望する旨の回答が行われた。よって、(1)被申請人は、被申請人住所地に所在する工場について、操業を行わないこと、(2)被申請人は、被申請人住所地に所在する工場について、防じん及び悪臭防止措置を講じて、粉じん及び悪臭を申請人ら住所地内に排出しないこと、(3)被申請人は、申請人Aに対し、金577万1,324円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(4)被申請人は、申請人Bに対し、金289万1,385円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(5)被申請人は、申請人Cに対し、金386万3,172円及びこれに対する本申立てから支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うこと。			
31	愛知県令和元年(調)第5号事件	建設残土による水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止	元.12.10	愛知県住民1人	不動産関係者建設会社市(代表者市長)	(1)被申請人Aは、不動産仲立人であるが、B建設と共謀のうえ、申請人に対し、養魚池の跡地を畑に造成のためと称して、道路面よりも低いレベルでの残土搬入を承諾させ、建設業者や残土処理業者をして、残土の搬入をさせ、高さ約10mまで残土を積み			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		請求事件				上げて、そのまま放置している、(2)被申請人C建設は、D市新庁舎の建設を受注したE建設から残土処理の第一次下請けをし、被申請人F建材は第二次下請けをして、D市新庁舎の建設現場から発生した残土を本件土地に搬入した、(3)被申請人G市は、G市保育園の関連工事で排出される残土を、被申請人H建設をして本件土地に搬入した、(4)本件残土は、無秩序に堆積されており、大雨や豪雨により崩壊するおそれがあり、かくては、隣接する農業用排水路の水質を汚染するおそれや隣接農地の土壌を汚染するおそれがあるため、早急な撤去が必要である。不法堆積された残土の発生元や搬入業者など、不法な堆積に関与した業者や個人は、搬入した残土の量に応じた撤去義務があり、あるいは、撤去費用を負担すべき義務がある、(5)アメリカのスーパーファンド法によれば、土壌汚染地の浄化に関しては、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関まで、広範囲に浄化の費用負担を負うとされている。我が国においても、廃棄物処理法において、排出者責任があり、廃棄物処理業者に委託したことで排出者責任は切断されない法理が確立している。残土については、有害物質を含まない限り、廃棄物には該当しないと解するのが一般的であるが、残土が不要物であること、市場性がなく有償での引き取り手がないものであることは疑いのない事実であり、不要物における排出者責任は免れないものであるし、申請人の土地の所有権を大量の残土の不法堆積で侵害している者が、残土の撤去義務ないしは撤去費用を負担する義務があることも当然である。よって、(1)被申請人Aは、本件土地上の建設残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(2)被申請人C建設は、E建設から第一次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(3)被申請人F建材は、E建設の第二次下請として受注し、本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること、(4)被申請人G市と被申請人H建設は、共同して、G市保育園の工事現場から本件土地に搬入した量に相当する残土を撤去するか撤去費用を負担すること。			
32	三重県令和元年(調)第1号事件	金属加工工場からの騒音・振動問題調整事件	元. 12. 3	金属加工会社	三重県住民1人	被申請人から、申請人工場において稼働しているプレス機からの振動及び騒音により被害を受けているといった苦情が寄せられている。これまで、被申請人からの苦情について、当事者間で話し合いを行ってきたが、調停による解決を図りたい。よって、申請人と被申請人との間の紛争を調整する。	2. 2. 13	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
33	京都府平成30年(調)第2号事件	漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件	30. 8. 22	京都府住民2人	漬物製造会社	(1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化している、(2)悪臭流入のため、窓等を開放して外気の導入ができない、(3)嗅いだ悪臭が鼻腔内に長時間残ることにより、極めて不快、(4)不快な悪臭のため、清掃等の屋外作業を短時間しか行えない、(5)工場の排気設備からの騒音(低周波	元. 9. 2	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						成分を含む)が24時間発生、(6)騒音により、睡眠障害など、近隣の生活環境が悪化している、(7)申請人による騒音測定の結果、騒音の値が夜間の騒音に係る基準値に適合していない。よって、被申請人は、騒音・悪臭を低減すること。			
34	京都府平成31年(調)第1号事件	防霜ファン稼働請求事件	31. 3. 4	京都府住民1人	京都府住民1人	(1)被申請人から停止の申入れを受けて以来、防霜ファンは稼働しておらず、家屋に近く騒音の大きい3基は撤去移転する予定にしている、(2)このまま稼働できない場合、申請人が投資した事業効果が得られないだけでなく、霜で茶園に損害を被り生産額に影響を及ぼす恐れがある、(3)補助事業で整備したものであり、稼働しないと事業効果も得られない、(4)防霜ファンは茶の芽が出る3月～5月の期間のうち、気温が4℃以下になると自動的に運転し、気温が上昇すると自動で停まるので、稼働する条件は限られており、年間での運転日数は少ない状況にある。よって、被申請人は防霜ファン8基のうち5基の稼働を認めること。(稼働しない防霜ファン3基は撤去移転する。)	元. 8. 20	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
35	京都府令和元年(調)第2号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	元. 7. 9	京都府住民1人	京都府住民1人	被申請人の飲食店店舗はC通りに面する7階建てマンション(以下「当該マンション」)の1階にあり、その調理場からの排気は道路に面した排気口から排出され、その臭気が店舗前面及び上に向けて拡散している。また、時には、店舗前で顧客らが喫煙することがあり、そのタバコ臭も拡散している。なお、この排気は店舗の奥にある二箇所の調理場から天井に配管されたダクトを通じて排出されているものであるが、何らの防臭、脱臭装置も設置されていない。申請人は、住宅地にある当該マンションの区分所有者であり、平成22年5月から同室に居住している。被申請人は、平成29年3月から飲食店を開業したが、以来、被申請人の店舗からの調理の臭いに苦しみ、道路に面したベランダに出ることは出来ず、また、開口部を開けること、洗濯ものを干すことも出来ず、また調理臭は換気口から部屋にも侵入し、当初は我慢していた。しかし、平成30年11月頃からは、不眠・緊張が続くことで日常生活にも支障を来すようになっており、医師からはその症状の原因は臭いによる環境因である可能性が高いと言われている。よって、被申請人の店舗の調理場から排出される煙、臭いについて店舗の前面からの排出を変更するか、強力な防臭・脱臭装置の設置することを求める。	2. 3. 24	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
36	京都府令和元年(調)第3号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件	元. 7. 12	京都府住民1人	京都府(代表者知事)	B高校野球部員の声やバッティング音等がうるさくて、窓が開けられない、家で勉強や読書をする事ができない、頭が痛くなる等、生活に支障を生じている。よって、(1)B高校グラウンド南東のバッティング練習用のゲージをグラウンド北側に移動すること、(2)B高校グラウンドに防音設備をつけること、(3)B高校グラウンド東側の野球部の練習をグラウンドの北側で行うようにすること、(4)申請人の室内で練習の声/音が聞こえないようにすること、(5)B高校長は責任を持って部下及び生徒の指導と管理をすること。	2. 2. 19	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
37	京都府令和元年(調)第4号事件	学校法人からの悪臭被害防止請求事件	元. 12. 27	京都府住民1人	学校法人(大学)	(1)申請人自宅と本件施設との位置関係、(2)申請人が問い合わせ有機溶剤含有剤の使用が発覚したこと、(3)毎年同時期に同様の被害が繰り返し発生しているところ、被申請人が同時期に授業で使用していたことを認めていること、(4)他に原因となるような事実が存在しないこと等から刺激臭・悪臭の発生原因は被申請人の授業としか考えられない。そうであるにも関わらず、被申請人はかかる事実を否定し、当該授業の中止は困難などと回答していることからすれば、今後も同様の被害が繰り返される可能性が高いといわざるを得ない。よって、被申請人は、本件施設内において、有機溶剤含有剤等の刺激臭・悪臭が発生する薬剤等の使用に際し、その刺激臭・悪臭が周囲に漏れないようにすること。			
38	大阪府平成6年(調)第5号事件	自動車専用道路供用に伴う騒音等被害防止請求事件	6. 12. 22	大阪府住民797人	市(代表者市長)高速道路管理会社	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講ずること。			
39	大阪府平成30年(調)第4号事件	保育園騒音問題承諾請求事件	30. 5. 25	学校法人(保育園経営)	大阪府住民2人	被申請人らはY保育園の隣人であり、申請人が平成29年にX保育園設置を計画したことと反対するとともに、Y保育園の園児の声が騒音で迷惑であるとして、園児を園庭で遊ばせないことを要望してきた。申請人は、近隣との円満な関係に配慮する必要があると考える一方、園児の健全な育成の観点から園児の園庭での遊戯は必要不可欠であると考える。よって、被申請人らは、申請人が経営する保育園の園庭において園児が遊戯すること(声を出して自由に遊具等で遊ぶこと等)を承諾しなければならない。	元. 7. 2	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
40	大阪府平成30年(調)第5号事件	給湯器騒音振動等被害防止請求事件	30. 6. 19	大阪府住民2人	大阪府住民2人給湯設備製造販売会社	申請人らは平成28年10月頃から、被申請人ら住居に設置された家庭用省エネ給湯器から生じると考えられる低周波音及び振動により、頭痛、不眠、耳の奥の痛み等の体調不良が生じるようになった。平成29年5月頃に申請人らは、被申請人らに対して家庭用省エネ給湯器の設置場所を変えて欲しい等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、(1)申請人らに対する低周波被害(給湯機を原因とする騒音・振動)が生じないよう、被申請人ら宅に設置された家庭用省エネ給湯器の設置場所を変更する等の適切な措置を求める、(2)申請人らは被申請人らに対し、慰謝料として相当額の支払いを求める。	31. 4. 26	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
41	大阪府平成30年(調)第7号事件	金属製品製造工場騒音振動被害防止請求事件	30. 11. 19	大阪府住民1人	金属製品製造会社	平成21年6月に申請人が住居を購入後、しばらくして、被申請人工場から発生する機械音や振動で自律神経失調症等を患っている。工場は市からの指導を受けて対策を検討しているが、被害が継続している。よって、被申請人に対し、(1)工場北側の機械3台が稼働した際の音を軽減することを求める、(2)工場東側に防音壁の設置及び窓ガラスに防音対策を講じることを求める、(3)フォークリフトが通る地面の補修をすることを求める、(4)工場東側の換気扇の騒音が申請人住居まで聞こえないよう対策することを求める、(5)振動が生じないよう対策をとるか機械の移動を求める、(6)申請人が市役	元. 12. 17	調停成立	調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						所に毎週連絡を行い、市の担当者、工場に個人情報（家族のスケジュール等）を伝えなくてもよいようにすることを求める、(7)これらの対策をとらない場合は申請人住居を買い取ることを求める。			
42	大阪府平成31年(調)第1号事件	家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件	31. 4. 16	大阪府住民2人	大阪府住民1人 ガス会社 ガス機器販売及び工事会社	申請人らは平成30年2月頃から、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器から生じると考えられる低周波音等により、不眠、動悸等の体調不良が生じるようになった。平成30年5月頃から、申請人らは、被申請人らに対して同機器の買取りや移設等の申入れを行ったが、被申請人らは対策を行わなかった。よって、被申請人住居に設置された家庭用省エネ給湯器の申請人による買取り、被申請人らによる同機器の移設など、運転音がしなくなるための措置を求める。			
43	大阪府平成31年(調)第2号事件	家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件	31. 4. 16	大阪府住民1人	大阪府住民2人	申請人は平成20年夏頃から、被申請人ら住居に設置された家庭用省エネ給湯器から発せられる運転音等により、不眠、多発性円形脱毛症等の体調不良が生じるようになった。申請人は平成20年11月、被申請人らに対して同機器の夜間の稼働停止の申入れを行ったが、被申請人らは話し合いに応じなかったため、平成21年5月から6月に、申請人宅の窓を二重サッシにする工事や防音板の設置を行ったが、体調不良が改善することはなく、平成30年11月以降、精神科を受診するようになった。申請人の被害が深刻であるにもかかわらず、被申請人らとの話し合いもできない。よって、被申請人ら住居に設置された家庭用省エネ給湯器の撤去又は移設、若しくは稼働停止等の措置を講じることを求める。	元. 9. 25	調停成立	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
44	大阪府令和元年(調)第1号事件	水産物加工工場騒音等被害防止請求事件	元. 5. 17	大阪府住民1人	水産物加工会社2社	申請人は約3年前から、認知症の実母らを支援するため、被害発生地域に所在する実家に週の半分程度寝泊まりをしているが、被申請人らが深夜に発生させる作業音等に悩まされている。これまで直接、苦情を申し出たり、市役所に指導を求めてきたが、騒音が改善されない。よって、被申請人らは、(1)申請人が平穏な社会生活が営めるように防音設備を設置する等の対策を講じなければならない、(2)騒音を伴う作業については午前10時から午後8時までとし、付近住民の睡眠を妨げるようなことがあってはならない。	2. 2. 17	調停打ち切り	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
45	大阪府令和元年(調)第2号事件	家庭用省エネ給湯器騒音等被害防止請求事件	元. 7. 17	大阪府住民1人	ガス会社	大阪府平成31年(調)第2号事件と同じ。	元. 9. 25	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
46	大阪府令和元年(調)第3号事件	解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求事件	元. 8. 14	大阪府住民3人	解体・スクラップ会社	被申請人が本年6月に事業を開始した直後から騒音及び振動が断続的に発生しており、申請人らは直接又は市役所を通じて苦情を申し述べてきたが、騒音及び振動は収まっていない。申請人らが精神的にも肉体的にも重大な損害を被っているにもかかわらず、被申請人において誠実な対応がなされない。よって、被申請人は、(1)事業活動を行うにつき発生している騒音に関し、防音壁を設置するなど、これを軽減する措置をとらなければならない、(2)事業活動を行うにつき発生している振動について、作業の場所を申請人ら宅と隣接している部分か	元. 12. 20	調停申請取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ら可能な限り距離を取るなど、これを軽減する措置をとらなければならない、(3)操業時間を午前9時から午後5時までとし、土日及び祝日は操業しないものとしなければならない。			
47	大阪府令和元年(調)第4号事件	地下水汚染対策措置継続請求事件	元. 9. 2	大阪府住民3人	市(代表者市長)非鉄金属製品等製造会社	申請人は申請人所有の建物において、約6年前まで事業を営んでおり、当該建物の地下室下に湧出する地下水を、事業に使用する車両設備の洗浄等に利用していた。平成9年5月、地下室内の地下水が急激に増加したため、被申請人市に相談した際、被申請人市が水質の測定を実施し、地下水に環境基準を大幅に超える有害物質が含まれていることが判明した。このため、被申請人市は、地下水汚染の原因であると考えられた被申請人企業と協議し、地下室内に湧水圧送設備を設置し、被申請人企業の浄化施設において浄化処理を行うこととした。それ以降、湧水圧送設備の維持管理については被申請人企業が行ってきたが、被申請人企業はこれを令和元年10月末をもって打ち切ることを表明し、被申請人市は湧水圧送設備の撤去を前提に申請人に協議を申し入れている。本件圧送設備による地下水の浄化措置が打ち切られた場合、申請人らが地下水を処理するためには多額の下水処理料金が発生すること、下水処理を行わない場合は衛生面等で不安があることから、申請人らが湧水圧送設備の稼働継続を求めているにもかかわらず、被申請人市は10月末で停止させる方針である。よって、(1)被申請人市は申請人所有建物に設置された湧水圧送設備の稼働を継続し、被申請人企業の浄化施設への圧送を継続すること、(2)被申請人企業は圧送された湧水を被申請人企業の費用負担のもと、処理するとともに、湧水圧送設備の維持管理を継続すること、(3)被申請人市は、申請人所有の建物に発生する湧水の浄化が完了したことを当事者双方が確認したときは、被申請人市の費用負担で湧水圧送設備を撤去すること。			
48	大阪府令和元年(調)第5号事件	金属加工工場騒音被害防止請求事件	元. 10. 8	大阪府住民2人	金属加工会社	被申請人は平成27年1月頃から上記住所で設備製造を営んでいるが、ハンマー、グラインダー等の工具や門型クレーン等による騒音が酷く、申請人らは窓を開けることができないなどの被害を受けている。申請人らはこれまで、直接被申請人会社に対策を講じるよう要望したり、市役所も含めた三者で申請人ら住居の防音対策工事について話し合いを行うなどしてきたが、合意には至らなかった。よって、被申請人は(1)騒音について規制基準内にするよう防音対策を講じなければならない、(2)操業時間を午前8時から午後6時までとし、休日に騒音が発生する作業をしてはならない、(3)これらの措置を講じない場合は、申請人宅において既に実施した防音対策工事の費用を負担しなければならない。	2. 2. 26	調停申請 取下げ	申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
49	大阪府令和元年(調)第6号事件	エアコン室外機からの騒音被害防止請求事件	元. 12. 13	大阪府住民1人	大阪府住民1人 電気通信機器製造販売会社	申請人は40年前から住所地に居住している。平成29年12月に被申請人が申請人の隣地に自宅を新築し、平成30年7月に被申請人企業製の18畳エアコン室外機を設置した。申請人はエアコン室外機の低周波により、不眠、頭痛、圧迫感などの体調不良が生じたため、平成30年12月から自己所有貸			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						家へ避難した。本年4月に自宅に戻り被申請人に対し、エアコン室外機の小型化を要望したが聞き入れてもらえず、被申請人から苦情はメーカーに言って欲しいと言われた。申請人は、エアコン室外機の低周波に耐え切れず、本年6月からワンルームに避難した。被申請人らに対し、エアコン室外機による低周波の被害対策を実施するよう、また、避難に要した費用の支払いを求める。よって、(1)被申請人は申請人に対し、エアコン室外機による低周波の被害対策(小型2台への交換など)を実施しなければならない、(2)被申請人は連帯して、申請人が避難のため支出した費用を支払わなければならない。			
50	大阪府令和2年(調)第1号事件	ゴム製品製造工場からの振動被害防止請求事件	2. 1. 29	大阪府住民1人	ゴム製品製造会社	申請人は住所地に約22年居住しており、申請人宅裏の工場は約11年前に引っ越して来た。令和元年12月から急に振動が酷くなり、市に相談したが改善は見られず、毎晩3時頃に振動で目が覚める。申請人は糖尿病やB型肝炎などを患っており、主治医には睡眠不足により血圧や血糖値が上昇すると言われている。よって、申請人宅裏の機械を夜間9時から朝6時まで停止することを求める。			
51	兵庫県平成30年(調)第3号事件	神戸市須磨区西須磨地域都市計画道路須磨多聞線自動車公害防止対策等請求事件	30. 12. 25	兵庫県住民4,809人	市(代表者市長)	(1)本件道路の不合理性、(2)本件道路整備による生活環境の悪化(大気汚染・騒音振動・眺望景観)、(3)重大事故の発生可能性、(4)地域の分断、(5)住民との合意・誓約に反する。よって、(1)本件道路の必要性・環境影響評価・中央幹線形状変更に関する説明及び協議、(2)代替案の検討・協議、(3)被申請人と住民との間の(過去の)合意の尊重、(4)本件道路建設工事に着手しないこと。			
52	兵庫県令和元年(調)第1号事件	救急車両騒音防止対策請求事件	元. 5. 8	兵庫県住民1人	市(代表者市長)	B市の救急車から発生する騒音により、生活上の支障がある。よって、B市の救急車が県道から市民病院までの約400mを走行する際、サイレンの音量を50dB以下にすること。(午後10時から、翌朝、午前6時まで)	元. 8. 30	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
53	兵庫県令和元年(調)第2号事件	マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償請求事件	元. 9. 2	兵庫県住民2人	建設会社	新築マンション建設工事に伴って、化学物質が舞うことにより、化学物質過敏症の症状が悪化しないよう、自宅から一時退避する必要がある。よって、新築マンション建設工事に伴う大気汚染公害に対する安全確保のための金銭的補償420万円の支払を求める。	2. 2. 28	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
54	奈良県平成20年(リ)第1号事件	平成11年(調)第1号事件における調停事項の義務履行勧告申出事件	20. 9. 3	区(代表者区長)	産業廃棄物処理業者	奈良県平成11年(調)第1号事件の義務履行勧告申出			
55	奈良県平成29年(調)第2号事件	食肉加工工場からの騒音・悪臭被害	29. 11. 15	奈良県住民1人	食品加工会社	申請人は、被申請人が食肉加工等の作業をするに当たって発生させる騒音や肉を揚げるといった悪臭により健康被害を受けている。よって、被申請人は、即時移転するこ	31. 4. 17	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
		防止請求事件				と。			停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
56	奈良県平成30年(調)第1号事件	プラスチック製品製造加工会社からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 7. 4	奈良県住民2人	プラスチック製品製造加工会社	申請人らは、被申請人が工場に設置した集塵機の稼働により、耳鳴り・不眠・心窩部痛・全身倦怠感、動悸等の心身的苦痛を被っている。よって、申請人らは、被申請人に対し、工場の集塵機の稼働の停止を求める。			
57	奈良県平成31年(調)第1号事件	火葬場建設に伴う土壌汚染のおそれ公害対策等請求事件	31. 2. 1	奈良県住民472人	市市(代表者市長)	事業予定地は、3,000 m ² 以上の「土地の掘削その他土地の形質の変更」に当たるとは明らかであり、当該届出の対象外の行為にもあたらないため、土壌汚染対策法(以下、「土対法」という。)第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」が必要である。被申請人A市が事業実施にあたり実施した投棄物調査の結果、事業予定地は土壌汚染地であり、環境汚染の危険性等があることから、土対法第4条第3項に規定される土壌汚染状況調査の実施を命令し、その調査結果を報告させるべきである。汚染された土壌が存置又は盛り土として用いられる形態において、建設工事等が行われた場合、農業用水の汚染や農作物汚染の危険性があり、下流域にある申請人らの田畑は汚染の風評被害のおそれもあることから、汚染土壌の適切な搬出及び処理を求める。よって、次の3点を被申請人に求める。(1)被申請人A市は、被申請人A市長に対し、A市C町の事業予定地について、土対法第4条第1項の規定に基づく「一定の規模以上の土地の形質変更の届出」を行う。(2)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、事業予定地について、土対法第4条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定される「土壌調査」をさせ、その結果を報告することを命ずる。(3)被申請人A市長は、被申請人A市に対し、(2)の調査結果を踏まえ、土対法の基準に従い汚染土壌を搬出し、同法及び廃棄物処理法等の法令に従い汚染の除去等の措置を講ずることを指示する。	元.10. 2	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、被申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。
58	和歌山県平成31年(調)第1号事件	ガソリンスタンドからの土壌汚染等被害防止請求事件	31. 1. 29	燃料小売業者(ガソリンスタンド)	バス運送事業会社	被害発生地域において、水の層上にコールタールが浮いており、申請人が行った調査で基準値以上のベンゼン、鉛が検出。コールタールが敷地外に流れ出ている可能性や、流出する可能性も否定できない。その原因は平成11年9月に発生した地下ガソリン漏洩であり、発生当時に同場所においてガソリンスタンド営業をおこなっていた被申請人にある。よって、被申請人は、コールタールの除去および特定有害物質であるベンゼン、鉛を基準値以下に改善すること。	元.12. 9	調停打ち切り	調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
59	島根県令和元年(調)第1号事件	太陽光発電所騒音被害防止請求事件	元. 6. 13	島根県住民1人	太陽光発電所の設計・建設工事・施工管理会社	被申請人B社は、Cメガソーラーを営んでおり、そこから発生する騒音により、申請人は、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人B社は、(1)Cメガソーラー発電所から発生する騒音を低減させること、(2)申請人に事前説明の上、申請人の住	2. 2. 25	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						宅周辺及びCメガソーラー太陽光発電所周辺にて計量証明機関による騒音調査を実施すること、(3)(2)の結果に基づき、周辺に対する騒音の影響を再評価すること、(4)(3)の結果に基づき、騒音を低減する措置を行うこと、(5)(4)の措置を実施する前に申請人に対して丁寧に説明し、了解を得ること、(6)騒音の低減措置が十分でない場合、夜間、変圧器への通電を停止させる等の抜本的な措置を取ること。			し、調停を打ち切り、本件は終結した。
60	島根県令和元年(調)第2号事件	鉱さいによる土壤汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 12. 23	島根県住民1人	金属製品製造会社建設会社	申請人所有の土地に鉱さいが埋め立てられているため、土地の価値が下がる。申請人は長期にわたり、精神的苦痛を被ってきた。よって、被申請人らは、申請人所有の土地を元通りに戻すこと。			
61	広島県平成30年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 4. 13	広島県住民4人	自動車解体会社	被申請人は、自動車解体工場を営んでおり、そこから発生する騒音・振動の被害を受けている。よって、被申請人は、申請人らに対し、騒音及び振動の被害を発生させないように、作業内容を改善すること。			
62	広島県平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30. 5. 18	広島県住民12人	自動車プレス金型製作所	17年間継続して影響を受けており、高齢化した住民は心身ともに疲れてきている。日常的に苦情をA市や会社に言っても、一時的に騒音や振動が停止するだけで、根本的な解決がなされないでいる。よって、被申請人は屋内での騒音の体感基準で6番(騒音レベル50dB)以上の騒音及び振動の体感基準で8番(震度2相当=65dB)以上の振動を発生させる作業を停止すること。			
63	広島県平成30年(調)第3号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	30. 11. 9	広島県住民1人	鉄鋼会社	家、車、ウッドデッキ内に大量の粉じん、鉄粉が入る。よって、被申請人に、家の購入額から売却額の差額を請求する。			
64	広島県平成31年(調)第1号事件	飲食店からの悪臭被害防止請求事件	31. 3. 26	広島県住民4人	広島県住民1人	営業中は窓が開けられないほか、営業準備中からは洗濯物に異臭が付着する恐れがあり、午後3時頃には毎日取り入れないといけない。よって、申請人が窓を開けても屋内に異臭・油が入らないようにすること。			
65	広島県令和元年(調)第1号事件	一般廃棄物最終処分場建設に伴う土壤汚染等おそれ公害防止請求事件	元. 12. 3	広島県等住民228人	市(代表者市長)	次期一般廃棄物最終処分場「A埋立地」の整備が進められているが、設計及び施工等に問題があると考えられる。よって、被申請人は、広島県民の水がめであるB川の上流域で、かつ豪雨豪雪地帯に建設中のC市一般廃棄物最終処分場「A埋立地」において、現在の計画のまま処分場を整備し、かつ、圧送・自然流下を繰り返す約13kmに及ぶ浸出水放流管を設置することは、広範囲にわたって土壤汚染や水質汚染を引き起こす可能性が非常に高いため、現計画の見直しを行い、かかる公害の発生を未然に防止すること。			
66	広島県令和2年(調)第1号事件	鉄鋼会社からの大気汚染被害防止請求事件	2. 1. 14	酒類販売会社	鉄鋼会社	被申請人の製鉄所が鉱質物の粉じんを外部に飛散させたことによって、大気の汚染が生じ、これによって、申請人の設置した太陽光パネルに粉じんが固着して、太陽光パネルの機能低下及売電収入の減少という被害が生じた。よって、被申請人は、申請人に対し、8,333,000円及びこれに対する本申請書送達の日翌日から支払済みに至るまで年5分の金員を支払うこと。			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
67	高知県令和元年(調)第1号事件	地下作業室からの騒音等被害防止請求事件	元. 6. 3	高知県住民1人	高知県住民2人	被申請人らの行う地下での事業活動により発生する騒音、振動及び悪臭が継続し、自宅で生活することができなくなり、親戚宅への一時避難をへて、現在は賃貸住宅での生活を余儀なくされている。よって、被申請人らは、C市D町他の場所の地下で事業活動を行ってはならない。	元. 10. 21	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
68	福岡県令和2年(調)第1号事件	浄水場宅地造成工事に係る振動損害賠償請求事件	2. 2. 5	福岡県住民1人	建設会社 不動産会社	被申請人は、平成30年7月30日にA浄水場跡地の撤去及び宅地造成工事に伴い、近隣の家屋等に、(1)瓦の浮き、ずれ、油汚れ、(2)壁のヒビ割れ、(3)クロスの破れ、(4)テラスの汚れ、(5)雨樋の破損、(6)ソーラ天板の油汚れの被害を生じさせた。よって、被申請人は、共同して被害箇所の修理代、合計994,338円を支払うこと。			
69	福岡県令和2年(調)第2号事件	菓子工場からの騒音被害防止請求事件	2. 3. 16	福岡県住民2人	菓子製造会社	平成17年に申請人等が被申請人に対し、工場及び低温倉庫の騒音対策を要求した結果、対策を行い問題のない状況であった。しかし、昨年3月頃から騒音によるストレスを感じるようになり、市への相談や音源の調査の結果、低温倉庫の送風機等に因るものと判明した。また、工場西側の空調室外機等の騒音も感じるようになった。低周波による家屋の共振のように感じる騒音であるため、簡単には防音対策を施すことができない。24時間稼働しているため、深夜に目覚めたり、眠れなかったりする等、毎日のストレスにより心身症のようになった。よって、被申請人は、低温倉庫、事務所及び工場の騒音を健康被害のない範囲まで低減するために、以下のとおり対策を講じること。(1)低温倉庫：24時間稼働している内部送風機について、特に午後10時から翌朝6時まで、シャッター遮音、倉庫内吸音及び送風機消音により低周波対策を行うこと。また、空調室外機2台のうち南側室外機の騒音の大きさを、騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること、(2)事務所及び工場：騒音規制法に定める特定施設に準じる規制基準値以内とすること。			
70	佐賀県令和元年(調)第1号事件	ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のおそれ公害防止請求事件	元. 8. 19	佐賀県住民4人	佐賀県(代表者知事) 市(代表者市長) 佐賀県東部環境施設組合	申請人らは、被申請人らの一部が行ってきた井戸水の汚染調査方法に対し不備があり、また、被申請人らの一部が実施している次期ごみ処理施設の建設計画により、地下水汚染が拡大し、健康被害を受けるおそれがあると考え、よって、被申請人らは、地下水汚染の調査の実施と、その間のごみ処理施設建設計画を停止すること。			
71	長崎県令和元年(調)第1号事件	建物解体工事に伴う地盤沈下被害防止及び損害賠償請求事件	元. 12. 9	福岡県住民1人	建設会社 設計会社 不動産会社	平成30年5月頃から建物に異変が生じ始め、令和元年6月1日、建物の西側に位置する2階中窓が全く開閉出来なくなる。また、1階勝手口の開閉がしづらくなるという状況になった。よって、被申請人らは連携して、(1)申請人に対し、金500万円を支払うこと、(2)申請に所有の建物を取り壊すこと、(3)申請人所有の土地の地盤沈下について原状回復工事を行なうこと。			
72	熊本県令和元年(調)第1号事件	温泉宿からの騒音被害防止請求事件	元. 11. 29	熊本県住民1人	ホテル運営会社	申請人自宅付近の民宿について、平成24年頃に経営者が変わってから、設置してあるモーターやボイラー等から騒音が発生し始めた。当該騒音により、申請人は平成25年頃から体調不良(睡眠障害、頭痛)が続い			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						ている。よって、(1)被申請人は、ボイラーの騒音を低減させること。また、防音対策及び定期的なメンテナンスを実施するとともに、稼働時間について検討すること、(2)被申請人は、モーターの騒音を低減させること。また、定期的なメンテナンスを実施すること、(3)被申請人は、ドアの開閉音による騒音を低減させるために、ドアアームストッパー等の防音対策を講じること、(4)被申請人は、浴室の換気扇の騒音を低減させること、(5)被申請人は、深夜・早朝に騒音を低減させるために、措置を講じること(浴室の風呂桶の防音対策等)。			
73	大分県令和元年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件	元. 8. 22	大分県住民2人	コインランドリー経営会社	申請人らは、申請人らの住所地の道路を隔てて向かい側にある被申請人B社が運営するコインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭により、不眠症・精神的不安定となった。よって、コインランドリーの稼働によって発生する騒音及び悪臭について、仮に騒音と悪臭が法律違反であれば、被申請人B社が費用を負担して騒音防止、悪臭防止措置を講じてほしいが、法律違反でなければ、費用は申請人らが負担し、双方が納得した施工方法で、騒音防止及び悪臭防止の措置を講じさせてほしい。	2. 3. 9	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
74	宮崎県令和元年(調)第1号事件	駐車場からの騒音等被害防止請求事件	元. 12. 23	宮崎県住民1人	水道管工事会社	被申請人会社は水道管工事業を営んでおり、そこから発生する騒音等により、心理的・感覚的被害を受けている。よって、被申請人会社は、被害発生地域において、(1)側溝を修理し、音が出ないようにすること、(2)周辺を走行する車両の速度を減速させ、車両による騒音を低減すること、(3)無断駐車、停車、Uターン、アイドリング等を規制すること、(4)被害発生地域と市道の境界に、高さ1.5mのブロック壁を設置すること、(5)駐車車両による太陽の反射光、夕方、社員等による申請人宅に向けた車のライト、夜間タクシーによるライト及びUターンを行なう車両のライトを低減すること、(6)車両による排ガス、粉じん等により、身体への影響が懸念されるため、被害発生地域に出入りする車両の台数を減らすこと、(7)防音壁を設置し、資材置場等からの騒音を低減すること、(8)敷地内での出入り口を制限すること、(9)上記措置をとらない場合は、現在地から移転すること。			
75	沖縄県平成30年(調)第1号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	30. 7. 10	沖縄県住民1人	小売業会社	自宅に隣接する店舗からの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。	元. 9. 20	調停成立	調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
76	沖縄県令和2年(調)第1号事件	近隣作業場からの騒音被害防止請求事件	2. 2. 20	沖縄県住民1人	建設会社(2社)	被申請人が使用する鋸打機や木材切断機等からの騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、被申請人は、(1)建築物を除去及び使用を禁止すること、(2)特定建設作業を行わないこと、(3)特定建設作業以外の作業をする場合は、防音壁設置などの騒音対策をし、なおかつ第一種低層住居専用地域の騒音規制法の上限値の超えない範囲の音で作業をすること、(4)作業時間を午前8時から午後5時			

No	事件の表示	事件名	申請受付年月日	申請人	被申請人	請求の概要	終結年月日	終結区分	終結の概要
						までとし、夜間及び土日の作業は行わないこと、(5)上記措置が守れなかった場合は、直ちに作業を禁止し、現在地から移転すること、(6)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。			
77	沖縄県令和2年(調)第2号事件	建設会社からの騒音被害防止請求事件	2. 3. 3	沖縄県住民1人	建設会社(2社)	車両のエンジン音や通過音、資材の積みおろし等の騒音により、睡眠障害等の健康被害を受け仕事にも影響が生じた。よって、(1)被申請人は、作業小屋を除去及び使用しないこと、(2)被申請人は事務所を除去及び使用しないこと、(3)被申請人の住所地で屋外での作業をする場合は、正門側に防音壁設置などの騒音対策をし、業務用・従業員通勤用等の全ての車両は裏口を使用すること、(4)被申請人は騒音対策を十分にした上で、屋外での作業をする場合は、この地域の騒音規制法の上限値を超えない範囲の音で作業をすること、(5)被申請人の住所地での作業時間は、作業時間を午前8時から午後5時までとし、夜間及び土日祝祭日は、作業を行わないこと、(6)上記措置が守れなかった場合、直ちに被申請人の住所地での作業を禁止し、現在地から移転すること、(7)治療費、逸失利益、不法行為による慰謝料を支払うこと。			